

KK1 - 2 柏崎刈羽原子力発電所 1 号機 - ドライヤ

1 . 事案の概要

- ・ 第 7 回定期検査期間中 (平成 6 年 9 月 ~ 同年 12 月) に、GE 社はドライヤ修理工事を行う過程で、ドライヤのガイド部を損傷した。GE 社は、同一定期検査期間中に損傷した部位を修理した。
- ・ ガイド部の損傷、修理については、ドライヤの性能や機能に影響を及ぼすものではないことから、行政当局への報告は必要ないと判断した。
- ・ 以上により、本事案に関して不適切な点は認められない。

2 . 調査の端緒

平成 14 年 6 月、当社は GE 社から以下の件について情報提供を受けた。

平成 6 年 10 月、GE 社は柏崎刈羽原子力発電所 1 号機のドライヤのドレンチャンネル補強作業を行う過程で、同号機のガイド・ロッド・ガセット及びガイド・ロッド・チャンネルを損傷し、同年修理を行った。

この件に関し、東電が国に報告したか、またそもそも報告すべきなのかは GE 社は知らない。

3 . 調査をもとに認定した事実

(1) ドライヤの損傷

第 7 回定期検査期間中、GE 社はドライヤのドレンチャンネルの修理工事を実施したが、作業中に同号機のドライヤのガイド部を損傷した。

損傷は、ドライヤ・セパレータピット内に置かれたドライヤ専用架台にドライヤを載せる際に、ドライヤのガイド部を架台にぶつけたために起きたものであり、損傷状態は、スカートを含めたガイド部が若干反り上がった感じであった。

(2) 損傷部の修理

当社及び GE 社は、損傷部の修理方法について検討した結果、損傷部を治具を使って形状回復させるという方法で修理を実施した。なお、当社は、損傷状況及び形状回復状況をビデオで確認した。

ガイド部の損傷については、ドライヤの性能や機能に影響を及ぼすものではないことから、法令・通達等に基づく行政当局への報告は必要ないと判断した。

また、ガイド部の修理については、ドライヤの性能や強度に影響を及ぼすものではないことから、工事計画の認可・届出は不要であると判断した。

(3) 修理箇所の点検

第8回定期検査期間中(平成8年1月~同年5月)において、ドライヤ修理工事の対象溶接部の点検を実施するときにあわせて、損傷部についても点検した。

前回定期検査期間中に損傷した部位に関して、問題はなかった。

4. 安全性に関する判断

(1) 当時の判断

損傷した部位に関しては、ドライヤの性能や機能に影響を及ぼすものではないことから、安全上の問題は生じない。なお、損傷部については、第7回定期検査期間中に形状回復を行っている。

第8回定期検査期間中にその健全性を確認したが、問題はなかった。

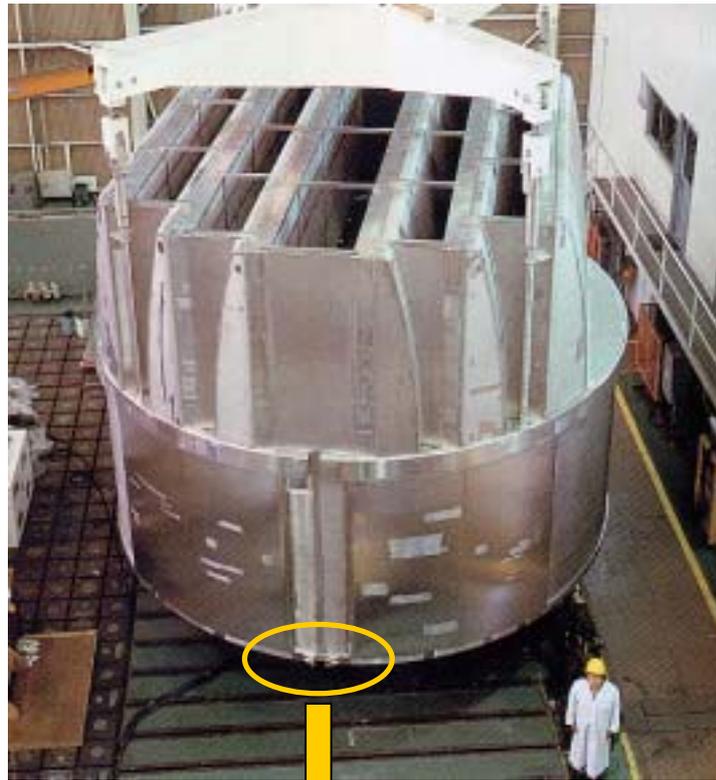
(2) 現時点の判断

損傷部は、すでに修理済みであり、安全上の問題は無い。

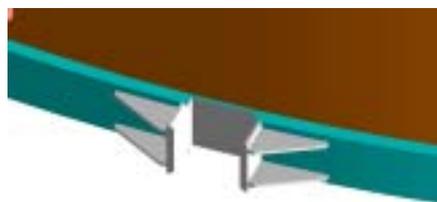
5. 本事案の問題点とその背景等

本事案に関して、不適切な点は認められない。

柏崎刈羽 1号機 ドライヤ



拡大図



ドライヤガイドラグ